

鳥取県告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線及び3・3・5号祢宜谷賀露線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田、字行水、字八本松及び字洲ヶ本地内

(2) 使用の部分

変更なし